

盛岡広域振興局長告示第64号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、越前堰土地改良区（岩手郡滝沢村）の越前堰土地改良区頭首工管理規程を認可した。

なお、当該管理規程の概要は、次のとおりである。

平成23年5月10日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 取水及び出水に関する事項

(1) 各頭首工の取水位は、次のとおりとする。

- ア 極楽野第1 堰高0.9メートル
- イ 極楽野第2 堰高3.0メートル
- ウ 大清水第1 堰高1.25メートル
- エ 大清水第2 堰高0.65メートル
- オ 大清水第3 堰高1.7メートル
- カ 小岩井 堰高2.2メートル
- キ 籠迫 堰高1.5メートル
- ク 間木沢 堰高1.2メートル
- ケ 篠木外山 堰高0.87メートル
- コ 黒沢川 堰高3.9メートル

(2) 取水期間は、毎年4月6日から9月20日までとする。

2 洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

3 頭首工を操作するために必要な機械器具及び観測設備の点検及び整備に関する事項

4 その他頭首工の管理に関し必要な事項